

議第 2 3 号

呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(呉市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 呉市職員の給与に関する条例（昭和 2 7 年呉市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(給料表)</p> <p>第 3 条 略</p> <p><u>2 前項の給料表は、第 1 7 条に規定する職員以外の全ての職員に適用する。</u></p> <p><u>3・4</u> 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 1 4 条の 4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 2 5</u>（第 1 4 条の 5 の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、<u>1 0 0 分の 1 3 0</u>）、<u>1 2 月に支給する場合には 1 0 0 分の 2 2 0</u>（第 1 4 条の 5 の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 3 0</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」と、「<u>1 0 0 分の 1 2 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」とする。</p> <p>4 ～ 6 略</p>	<p>(給料表)</p> <p>第 3 条 略</p> <p><u>2・3</u> 略</p> <p>(期末手当)</p> <p>第 1 4 条の 4 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>1 0 0 分の 2 2 2 . 5</u>（第 1 4 条の 5 の規定により勤勉手当を支給することとなる場合においては、<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>）を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の次の各号に掲げる在職期間の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1) ～(4) 略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>1 0 0 分の 1 2 7 . 5</u>」とあるのは「<u>1 0 0 分の 7 2 . 5</u>」とする。</p> <p>4 ～ 6 略</p>

(一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 2 条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 1 6 年呉市条例第 2 号）

の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第8条 略	第8条 略
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「 <u>100分の225</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」と、「 <u>100分の220</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条第1項、第14条の3の2第1項及び第2項並びに第14条の4第2項の規定の適用については、給与条例第2条第1項中「及び義務教育等教員特別手当」とあるのは、「義務教育等教員特別手当及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年呉市条例第2号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第3項の特定任期付職員業績手当」と、給与条例第14条の3の2第1項中「第6条の2に規定する職員」とあるのは「任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第14条の3の2第2項中「12,000円を超えない範囲内において規則で定める額」とあるのは「12,000円」と、給与条例第14条の4第2項中「 <u>100分の22.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。
3～6 略	3～6 略

(呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年呉市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(期末手当)	(期末手当)
第7条 給与条例第14条の4から第14条の4の3まで（第14条の4第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上で6月1日及び12月1日にそれぞれ	第7条 給与条例第14条の4から第14条の4の3まで（第14条の4第1項後段を除く。）の規定は、任期の定めが6月以上で6月1日及び12月1日にそれぞれ

<p>れ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の225</u>」とあるのは「<u>100分の130</u>」と、「<u>100分の220</u>」とあるのは「<u>100分の125</u>」と、同条第4項中「<u>それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「規則で定める基準に従い任命権者が定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>れ在職する会計年度任用職員（規則で定める者を除く。以下この条において同じ。）について準用する。この場合において、給与条例第14条の4第2項中「<u>100分の222.5</u>」とあるのは「<u>100分の127.5</u>」と、同条第4項中「<u>それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額</u>」とあるのは、「規則で定める基準に従い任命権者が定める額」と読み替えるものとする。</p> <p>2 略</p>
---	--

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中呉市職員の給与に関する条例第3条の改正規定及び第3条中呉市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例第7条の改正規定（「、若しくは失職し」を削る部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（提案理由）

国家公務員の給与に関する人事院勧告に準じた期末手当の改定その他所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。